



「自分らしさ」を生かした未来へ

CONTENTS

**特集：男性のためでもある
男女共同参画社会**

1. 男女共同参画社会は
女性のためだけのものか
久留米大学文学部助教授 多賀 太

2. 男女共同参画Q & A

センター事業報告

- ・平成13年度センター自主研究報告「多世代同居に関する調査」
- ・男女共同参画講演会
- ・日米女性指導者交流プロジェクト
- ・能力開発講座

センター事業紹介

- ・相談室から
- ・ボランティア紹介「図書情報紙ボランティア」

県内各地の男女共同参画条例

男女共同参画社会は 女性のためだけのものか

久留米大学文学部助教授 多賀 太



多賀 太(たが ふとし)
久留米大学文学部助教授。教育社会学、ジェンダー論専攻。久留米市男女平等政策審議会委員。「メンズセンター」「メンズリブ福岡」など、男性の立場からジェンダー問題を考える市民活動に参加。著書に『男性のジェンダー形成』(東洋館出版社)、『ジェンダーで学ぶ教育』(世界思想社、共著)、『男の子の性の本』(解放出版社、共著)他。

1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが全国で行われています。「男は仕事、女は家庭」といった画一的な男女の役割が見直され、職場・家庭・地域でのあらゆる活動に男女が対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会づくりが進められています。

ところが、こうした取り組みに対する男性たちの関心の高まりは、女性に比べるといまひとつのようです。それらの取り組みを、自分とは無関係のものであるとか、女性の利益のために無理やり変化を強いるものであると見なし、強い拒否反応を示す人さえ見られます。

たしかに、男女共同参画社会の旗印のもとで語られるスローガンの多くが、「女性の権利」や「女性に対する暴力の防止」のように、女性問題に焦点を当てたものであることが多いのは事実です。しかし、男女共同参画社会の実現は、

決して女性のためだけに目指されているわけではありません。

近年、景気低迷や少子高齢化といった社会経済的变化によって、「男は仕事、女は家庭」という男女に画一的な生き方を強いる慣行が、男性自身の生活にも様々な問題を生じさせ始めています。実は、こうした男性たちの抱える問題を解決する鍵が、男女共同参画社会の実現にあるのです。

以下では、男性たちの間にどのような問題が生じているのか、それらの問題の解決になぜ男女共同参画社会が必要なのかを概観し、男女共同参画社会が男性にとって持つ意味を考えてみたいと思います。

大黒柱の重荷

右肩上がりの経済成長の中、一度就職すれば定年まで安定した収入が得られていた時代には、「男は仕事、女は家

庭」という性別役割分業は、男性にとって都合のいい仕組みだったかもしれませんが、「家族を養ってこそ一人前」という男らしさの規範も、それほど重荷には感じられなかったでしょう。

しかし、低成長時代の到来、バブル崩壊を経て、事態は一変しました。夫だけの収入で従来の生活水準を維持することはますます難しくなってきました。就職難やリストラによる失業も、多くの男性にとって他人事ではなくなってきました。こうした現状にもかかわらず、「男は家族を養ってこそ一人前」「妻を働きに出すなど男の沽券に関わる」と思い込んでいると、男性は自分で自分の首を絞めることとなります。

日本では、推定で毎年1万人以上の人が過労死しているといわれていますが、9割以上が男性で、その多くは妻が専業主婦だそうです。夫だけの収入に家族全員が依存する家庭では、夫が職を失えば、家族みんなが路頭に迷う

ことにもなりかねません。これらの男性たちは、一家の大黒柱として、家族の扶養責任を一人で背負い込み、死ぬまで働かない状況にまで追い込まれていたでしょう。

雇用が不安定なこれからの時代、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業は、多くの男女にとって、非常にリスクの高い選択になりつつあります。たとえ一人あたりの収入が減っても、家族の収入源が夫婦両方であれば、男性の精神的負担も、もしものときの家計のダメージも小さくてすむはずですが、そうならば、死ぬまで働くような男性もすつと少なくなるでしょう。

仕事を失ったら何が残るか

運よく、リストラによる失業を免れたとしても、サラリーマンの男性は、いずれ定年を迎えて仕事を失います。これまで、多くの男性は、仕事中心の

生活を送る一方で、家事能力や仕事以外の人間関係の形成を怠ってききました。定年後までもなく人生を終えていた時代には、それでもよかったのかもかもしれません。しかし、時代は変わりました。人生80年時代を迎えた今、男性には、定年後の約20年間、仕事なしの人生が残されているのです。

多くの男性にとって、定年は生活全体に大きな変化をもたらします。一日の大半を費やしていた職場という居場所を失い、仕事上つきあいのあつた人々とも疎遠になります。社会に対して自分が何者であるかを示していた仕事上の肩書きを失い、「株式会社部長」や「大学教授」は「ただのおじさん」になってしまいます。

在職中は、男性たちは家庭でも、家族の生活費を稼ぐという重要な役割を担っています。しかし、定年後にはそれができなくなり、それなのに、家事もろくにできず、ただゴロゴロしているだけでは、家族から疎んじられるのは当然でしょう。

この時期、妻たちの多くは、十分な家事能力と地域のネットワークを形成している、経済的な問題を除けば、それほど生活面や精神面で夫に依存する必要はありません。一方、仕事一筋で家事能力や地域のネットワークを形成してこなかった夫は、生活面や精神面で全面的に妻に依存せざるをえません。その結果、妻からは「濡れ落ち葉」（妻にまとわりつく）や「ワシモ族」

「ワシモワシモ」といって妻の行く先々についていく）などといって揶揄されるはめになります。最悪の場合には、定年と同時に離婚を申し立てられることさえあります。

こうした事態に陥らないためにも、男性は、在職中から、職場だけでなく家庭や地域にも、自分の「居場所」を確保しておくよう努めなければなりません。リストラによる失業の可能性を考えると、このことは、中高年の男性だけでなく、若い男性にとっても大切なことです。

日本では、年間3万人を超える自殺者の約7割が男性ですが、欧米に比べて日本の男性の自殺の動機は仕事からみが多くなっています。仕事が「人生そのもの」になっている男性がいかに多いかということがわかります。

「男は仕事だけしていればよい」「男子厨房に立ち入らず」などという古い男らしさから自由になって、家事や地域活動に積極的にかかわっていくこと。それが、仕事を失った際のダメージを軽減し、家庭と地域における自分の存在意義を確立することにつながるのではないだろうか。

父親でいられる時間をもっと

こうした社会の変化を受けて、男性たちの意識も少しずつ変わり始めています。世論調査の結果からも、特に若い層で、性別役割分業に反対し、家庭

や地域での生活と仕事とのバランスをとろうとする男性が増えていることがうかがえます。

しかし、男性に長時間労働を強いる現在の労働環境のもとでは、いくら意識は変わっても、実際に男性が家庭や地域に十分にかかわることは困難です。このところの不況で、中高年の早期退職が進められると同時に新規採用が手控えられた結果、30代の従業員への負担が一気に高まっていると言われています。公式の統計に表れないサービス残業の量もかなりのようです。

私の知人には、仕事で帰宅が毎夜12時を過ぎるのが当たり前のような生活を送っている人が何人もいます。30代といえ、多くの場合家庭に小さな子どもを抱えている年代です。そんな働かされ方では、子どもの世話をするなど無理な話です。育児の責任を一手に引き受けざるを得ない女性もつらいでしょうが、自分の子どもと接する時間さえもない男性の悲しみもかなりのものです。

たしかに、法的には育児休業制度や労働時間の短縮などが進められていますが、実質的に機能していない場合も多いようです。それに、いつリストラされてもおかしくないこの世に、男性社員が、子どもの世話をするから早く家に帰してくれと会社に申し立てることなど、なかなかできることではありません。また、会社の側も、厳しい不況の中で組織の生き残りをかけて他

社と競争しているのですから、そう簡単に従業員を家に帰すわけにはいかないでしょう。

したがって、こうした男性の働き過ぎの問題は、男性個人や経営者個人の心がけだけで解決できるものではありません。政治家が一体となって取り組むべき問題なのです。ただし、そうした改革を推し進めるためには、男性に仕事一辺倒の生活を余儀なくさせ、父親でいられる時間さえも奪うような社会のあり方に対して、男性の側からも異議を唱え、世論を盛り上げていくことが不可欠でしょう。

できることから一歩ずつ

このように、職場・家庭・地域でのあらゆる活動に男女が対等な立場で参画する機会が確保される男女共同参画社会の形成は、決して女性のためだけに目指されているものではありません。男女共同参画社会は、男性の人生のリスクを軽減するとともに、従来の男らしさに縛られた画一的な生き方から男性を解放し、自分らしく生き生きと暮らすことのできる生活を保障するものなのです。

だとすれば、男性は、男女共同参画社会の実現に対して、もはや無関心ではいられません。できることから一歩ずつ、男性も、女性と共に、男女共同参画社会の実現へ向かって歩み始めようではありませんか。

よくある疑問！

まだある誤解？

福島県が、男女共同参画社会の実現を目指すための条例「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を施行して、もうすぐ一年がたとうとしています。皆さんの住んでいる地域でも、男女共同参画社会の実現を目指す取り組みがなされていることと思います。そこで今回は、その「男女共同参画」への理解を深めていただくため、よく聞かれる質問について考えてみました。



Q1 男女共同参画社会って どういう社会なの？

A 国が定めた男女共同参画社会基本法の中では、男女共同参画社会の形成について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」（男女共同参画社会基本法第2条第1号）としています。

言い換えれば、男女共同参画社会とは、性別の違いにより行動や生き方を狭められたり、特定の仕事や役割がどちらか一方の性に偏ったりすることなく、女性も

男性も個人として尊重され、互いに支え合い、責任を担う社会であると言えるでしょう。つまり、男女の性別にとらわれることなく、自分の個性を發揮できる社会が男女共同参画社会なのです。



Q2 なぜ、男女共同参画社会 が求められるのですか？

A 国際婦人年（1975年）以降、世界各国で、男女平等に向けたさまざまな取り組みがなされています。日本国内においても、国連の女子差別撤廃条約を日本が批准（1985年）して以来、男女雇用機会均等法の制定（1985年成立、1997年改正）など、男女平等に関する法制度の整備が進められました。

しかし、社会慣行や人々の意識の中で

は、いまだに男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っています。実際に、男女の賃金格差や管理職・議会議員など意思決定の場への女性の参画が少ないことなど、真の男女平等はまだまだ実現しているとは言えない状況です。

一方、少子高齢化が進み、国際競争が激しさを増すなど、今日我々を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に対応するためには、男女の別なく持てる力を十分に



發揮することが求められます。

以上のことから、男女が性別にとらわれず自らの能力を發揮でき、「女性だから」「男性だから」といった差別されない男女共同参画社会の実現が求められるのです。

Q3

「男女共同参画」は男性よりも女性に関係があるのではよね?

A 男女共同参画社会とは、女性だから、男性だからという性別による規範にとらわれずに生きることできる社会です。

女性だからという規範と同様に、「男性だから」しなければならない」という規範は、男性を生きづらくしているのです。男性であるがゆえ、一家の大黒柱として家族を養つ責任を一身に背負つことのほかに、例えば、女性と一緒に食事



をしたときに、経済力のあるなしにかかわらず、男性が多くお金を払わなければならないと思つてはいませんか。それ以外にも、男はスポーツができないと恥ずかしいとか、男は人前で泣いてはいけないとか、「男性だから」という理由だけで強いられていることはたくさんあります。なぜ男はこんなに不自由なのかと思つている男性も実は多いのではないのでしょうか。

Q4

「男は仕事・女は家庭」というスタイルの方がうまいのではなうですか?

A 「男は仕事・女は家庭」という役割分担をすることが、従来一般的と思われてきましたが、

これは、特に男性が仕事をする事に向いているからとか、特に女性が家庭で家事や育児をすることに向いているからという理由があるためではありません。「仕事」についても「家事」についても、性別によって明確な適性があるわけではないのです。

出産をするのは女性でも、子育ては男

Q5

「女らしい・男らしい」があるから男が女がいないのではなうか?

A 何が「女らしい」ものであり、何が「男らしい」ものであるかは、時代や文化によつて異なっていますが、一般的に、「女らしく」は、優しい、細かいことに気が利くなどの性質、「男らしく」は、力強い、

統率力があるなどの性質を指していることが多いようです。なおかつ、「女らしい」といわれる性質は女性に、「男らしい」といわれる性質は男性に備わっていることが望ましいと思われています。

しかし、優しき、気が利く、力強き、統率力があるなどの性質は、何も女性や男性のどちらか一方に特有の性質ではあ

りません。これらの性質は、性別にかかわらず、誰も持ち合わせていた方が好ましい性質です。力強い女性や優しい男性になりたいと思つことは何の問題もありません。

優しい性質を女性だけに、力強さを男性だけに求めるなど、個人に「女らしさ・男らしさ」という性別の枠を当てはめてしまうことは、その人が本来持っている個性や能力を發揮する上で妨げになるのではないのでしょうか。

男女共同参画社会の実現は、私たち一人ひとりが考えなければならぬ問題です。

当センターでは、「男女共同参画」に関する情報を広く提供しています。女性や男性の生き方について考えたり、議論を深めるために、当センターを大いにご利用ください。



「多世代同居に関する調査」 結果の概要

調査の趣旨

福島県の家族の特徴として指摘されることの多い指標の一つに、多世代世帯（3世代以上の親族によって構成される世帯）の多さがあります。平成12年国勢調査の結果によると、福島県の「3世代同居率」は20.1%で、全国第6位でした（全国平均10.1%）。子どもが結婚後も親と同居して暮らすことは、家庭内での役割分担や女性の就業に大きな影響を及ぼしていると推測されるため、当センターでは、本県の男女共同参画に関する基礎的データ収集の一環として、この調査を行いました。

調査の方法

調査対象は、福島県内に居住する多世代世帯の下から2番目の世代に属する夫婦のうち妻又は夫のどちらかとし、住民基本台帳からの無作為抽出により2千人（女性千人、男性千人）の方を抽出して、郵送によるアンケート調査を行いました。回収票数は1,047通、回収率は52.7%、有効回答率は49.9%でした。

回答者の女性の約8割は収入を伴う仕事に就いている

回答者のうち、女性も約8割は収入を伴う仕事に就いており、家事専門の人の割合は県平均をかなり下回っていました。多世代世帯では共働きが多いといわれていますが、それは本調査においても示されたといえます。ただし、女性の1日の勤務時間は4時間以上8時間未満が45.0%を占め、女性の働き方は、家計を中心として支えるというよりは、家計補助の意味合いが濃く感じられます。

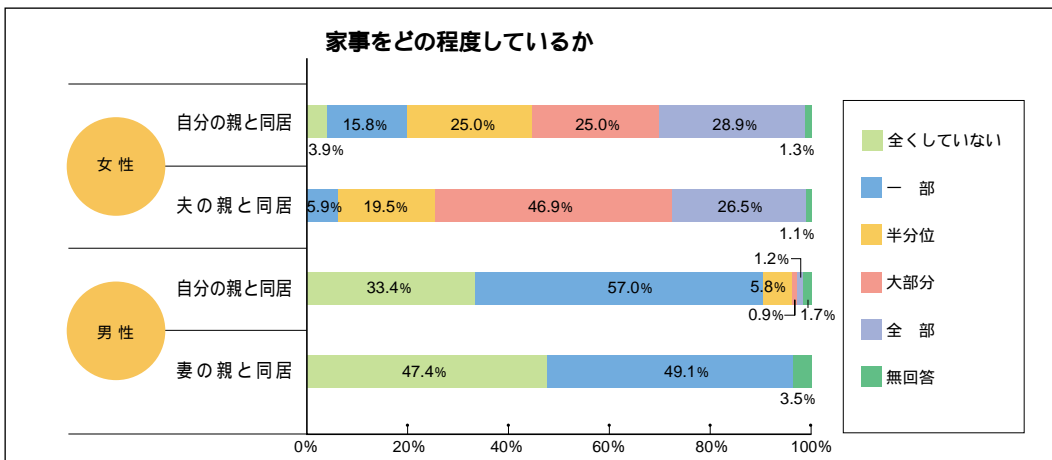
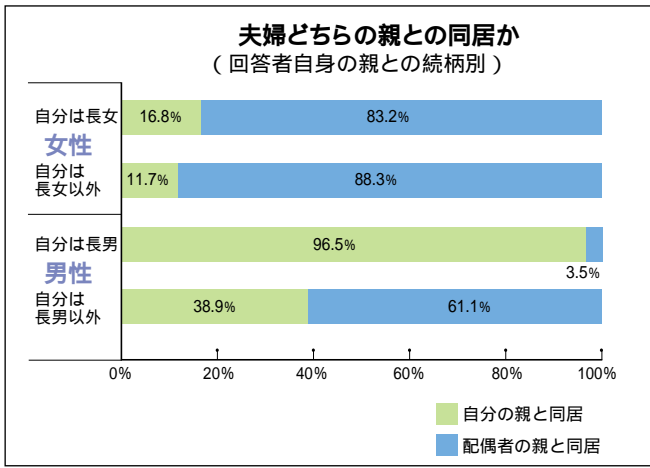
夫が「長男だから」という理由で夫の親と同居した女性が多い

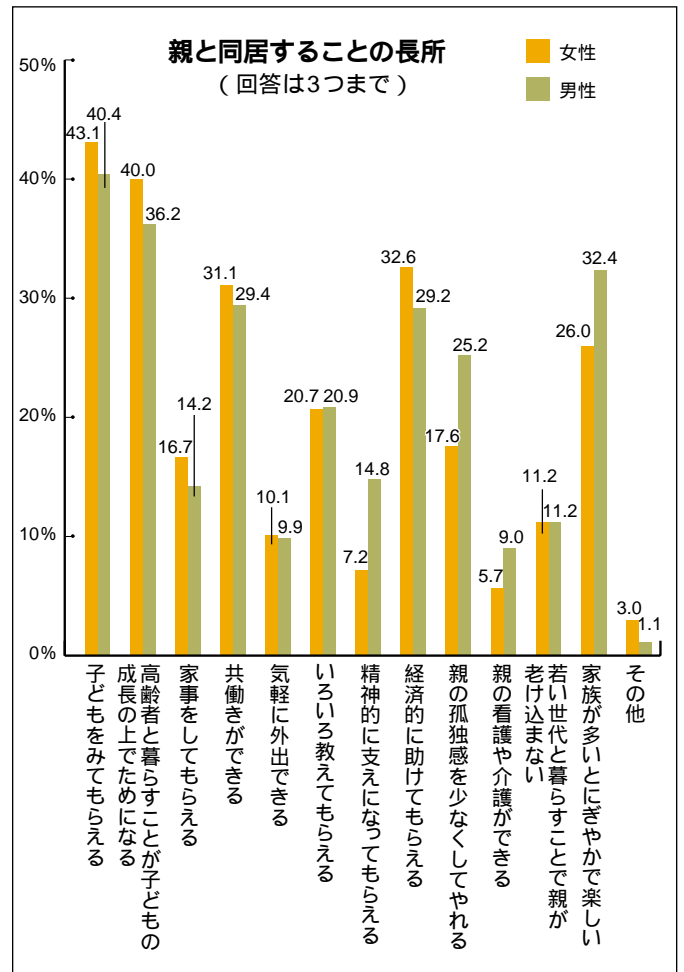
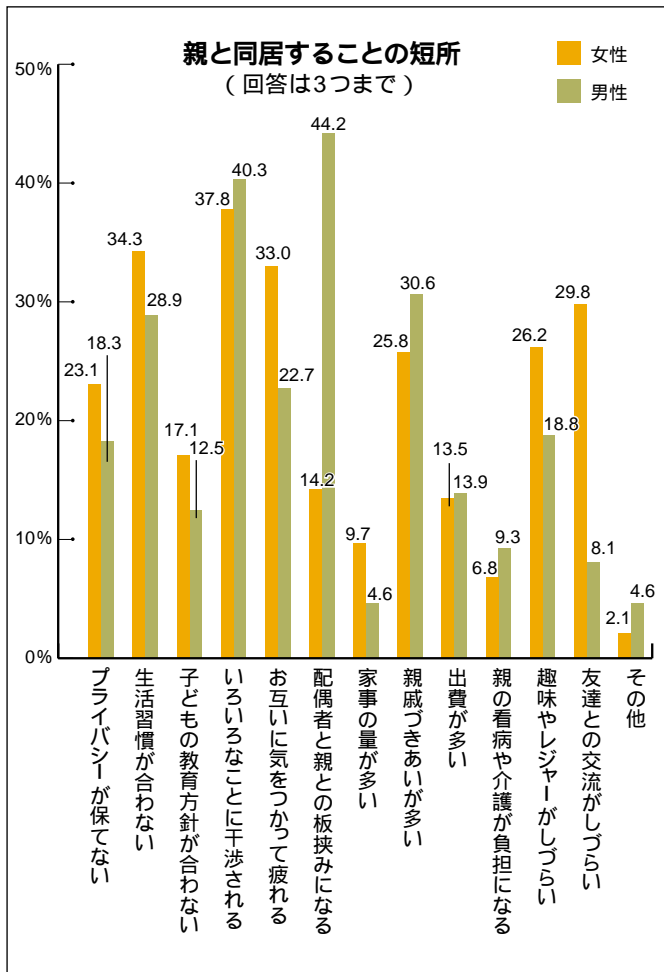
全体の8割以上の世帯が、夫側の親との同居でした。詳しくみると、夫が長男である女性の98.2%、自分が長男である男性の96.5%は夫側の親と同居していました。妻が長女であるか否かでは差がみられず、夫婦どちらの親と同居するかの選択に際し決定的な要素となっていないのは、「夫が長男であるかどうか」で

福島県男女共生センターでは、我が国の第一線の研究者による学術研究として「公募研究」を実施しているほか、地域の男女共同参画を推進する上での課題を探るため、職員による「自主研究」を行っています。今回は、平成13年度に行った自主研究「多世代同居に関する調査」の結果について、概要をご紹介します。

あることがわかります。

また、親との同居を決めた理由として最も多い答えは「あなた又はあなたの配偶者が長男又は長女だから」でしたが、特に、夫の親と同居している女性の約8割はこの答えを選択し、他の答えとの間に大きな差がみられました。女性が夫の親との同居を受け入れる場合の主要な理由は、「夫が長男だから」であるようです。





多くの男性は家事や育児をあまり行っていない

家事や育児の分担に関しては、回答者のうち約7割の女性が、家事や育児をほとんど自分が行っていると答えていたのに対し、男性は家事で約9割、育児で約7割の人はあまり自分が行っていないと答えていました。特に、家事を「全くしていない」という男性が34.8%あり、福島県が平成11年に行った調査による16.3%を上回っていました。また、約半数の家庭では家事の主な担い手として「母親」も挙げられており、多世代同居の家庭内では、家事の主な担い手は親子両世代の女性であることが示されました。母親も家事を行っている分、男性は家事を行わなくても済む状況になっているのでしょう。

親子同居のメリットは「子どもをみてもらえること」

親と同居することの長所や短所をたずねた質問の結果は図のとおりです。同居の長所として、「子どもをみてもらえる」「高齢者と暮らすことが子どもの成長の上でためになる」が上位になっており、多世代世帯の夫婦は、同居している親の子育てに関するサポートを高く評価していることがうかがえます。

一方、親と同居することの短所は、「プライバシーが保てない」「生活習慣が合わない」「子どもの教育方針が合わない」が上位になっており、多世代世帯の夫婦は、同居している親の子育てに関するサポートを高く評価していることがうかがえます。

と親との板挟みになる」などの回答が上位でした。

約7割は「長男の親に対する責任は他の子どもより重い」と考えている

「長男の親に対する責任は他の子どもより重い」という項目を肯定する人は男女ともに7割を超えていました。女性もこの考えを支持する人が多いことから、夫が長男であれば夫の親と同居する慣行は非常に強いものであることがわかります。ただし、世代が若くなるに従い、このように長男の地位に特別な意味を見出す考えは弱まる傾向にあるようです。

まとめ

多世代世帯においては、妻が仕事に就いている割合が高く、同居の親の存在は働く妻にとって大きな支えとなっています。一方、家事は多くの家庭で妻と母親という親子2代の女性によって担われており、「家事は女性の役割」という分担が世代を通じて行われていることから、性別役割分担の解消は核家族の場合以上に難しいかもしれません。

多世代同居という居住形態は、本県においても減少の傾向にあります。同居の親の支えが失われた場合でも、女性も男性も仕事を持ち続けながら子育てもできるなど、各人が希望するライフスタイルを実現できる社会を築いていくことが求められます。

男女共同参画講演会

「男女共同参画と ポジティブ・アクション」



東北大学大学院法学研究科
教授 辻村 みよ子 氏

平成14年11月22日に、当センター公募研究の研究者でもある東北大学大学院法学研究科教授 辻村みよ子先生を講師に迎え、男女共同参画講演会を開催しました。その概要についてご紹介します。

こんにちは、東北大学の辻村みよ子と申します。このセンターには、受託研究を通じて大変お世話になっております。

さて、1999年6月に男女共同参画社会基本法が制定され既に3年半が経過致しました。この基本法の前文では、「男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」となっています。このような社会をどのように実現していくのがこれからの課題です。

最近、多くの地方自治体でこれを具体化するための条例が制定されており、日本中で男女共同参画推進の気運が高まっていると思います。しかし、反面、日本の伝統や文化を理由にして、男女共同参画の考え方に反対する、いわゆるパツクラッシュが問題になりつつあります。これまでの日本社会は、性別役割分

業に根ざした構造的な男性支配型社会、男性中心社会でやってきたことは誰も否定しないのではないのでしょうか。従って法律ができて男女共同参画社会にしようといっても、この考え方に對して様々な反論が起ることも当然予想されます。批判論の背景には、男女共同参画やジェンダーといった、基本的な観念についての誤解や理解不足もあると思います。

さて、地方公共団体は現在38都道府県80市町村(注：2002年末では40都道府県98市町村)が条例を制定しています。ここで宇部市や千葉県議会の議論になったのが、「性別にかかわらず」という文言について、これは性差をなくすことを目指しているのではないかという意見です。これについては、生物学的な

性差のものを取り上げているのではなく、社会的・文化的な性差(ジェンダー)について、性別役割分業の固定観念に結びついているところを一つ一つ見直していこう、というふうに理解するのが現在の流れです。

全国の条例をよく見ますと、それぞれ違いがあります。ポイントを挙げますと

事業主に関する規定や苦情処理監視、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する規定などで地域の特徴があり、福島県の条例も特徴のある充実した条例だと思えます。

基本的な観念についてのポジティブ・

アクションについては、日本では積極的改善措置、アメリカではアフーマティブ・アクション、ヨーロッパではポジティブ・アクションといいますが、過去の社会的・構造的差別によって不利益を被っている集団、とりわけ女性、ないし人種的マイノリティに対して一定の範囲で特別の機会を導入することによって実質的平等を実現する暫定的な措置、というものです。

日本では、1997年の男女雇用機会均等法改正の時に女性労働者に対して事業主が優遇措置をするということを防がないとしました。何か改善できるような措置のことを広くポジティブ・アクションというようになったので入れてしまったのですけれども、アメリカやヨーロッパは、もっとハードルを上げて特別な措置をとっています。

例えば、フランスでは1999年に憲法を改正し、公職の候補者が男女同数になるようなパリテ法と呼ばれる改革法を制定しました。また、欧州司法裁判所は1976年のEC指令に基づいて公務員の場合には昇格試験で同じ点だった場合、あるいは同等の資格を有する場合、女性が少ない部門において女性が採用さ

れる優先権を持つというような規定が指令違反ではないとしました。このように、各国ではかなり積極的に女性を政策決定過程に就かせるような制度を取り入れているところがあることが、私たちの受託研究の過程でわかってきました。

世界の女性国会議員比率ランキングを見ると日本の衆議院は161カ国中117位です。こういう状況を変えるためにポジティブ・アクションは有効です。しかし、一方で逆差別とか劣勢のステイグマ(烙印)など様々なデメリットもあります。これは非常に効き目の早い劇薬だと思っています。しかし劇薬だけでは世の中は変わりません。子どもも大人も、女も男も、障害者もそうでない人も、みんなが同じように生き生きと共生して生きていくために、人権教育などの漢方薬が必要です。21世紀の最重要課題である男女共同参画社会をつくるためにできることから皆さんと一緒に頑張っていきたいと思えます。

ありがとうございました。



熱心に講演に聴き入る参加者の皆さん

平成14年度 日米女性指導者交流プロジェクト 訪米報告

福島県男女共生センターがアメリカのジャパン・ソサエティ（日米協会）と共催で進めてきた「日米女性指導者交流プロジェクト」は、今年度事業として、昨年11月6日、15日の日程で、当センターを含め、国内の関係3施設と合同（フォーラム横浜、エル・パーク仙台、北九州市立男女共同参画センター）で日本の女性リーダーをアメリカに派遣し、「女性リーダーシップ」、「高齢者介護」、「ドメスティックバイオレンス」をテーマに関連施設の視察等を通して、日米の異なる視点から意見交換を行いました。

一行がニューヨークに到着したのは、まさにアメリカの中間選挙（大統領任期の中間年に行われる選挙）の最中であり、ブッシュ大統領の与党共和党が、与党は中間選挙に弱いというシンクスを覆し、上下両院を制する勝利をおさめた直後でした。

ニューヨーク、ジョージア、ワシントンDC、再びニューヨークと訪問しましたが、各地で案内してくれた女性リーダー達（州議会議員、NPO関係者）は、口々に一昨年9月の同時多発テロ以降のテロとの戦いや、イラク攻撃問題等の中での軍事予算の増大と、それに伴う福祉予算の削減、政府の女性問題担当機関の廃止等の動きに強い懸念を表明していました。

また、各地で高齢者福祉施設やDVシェルター等を視察しましたが、いずれもNPOがサービス・アドボカシー（advocacy・政策提言）の主体として、行政職員、企業、地域と共同して、政策の形成や執行に、重要な役割を果たしていました。

ワシントンDCで訪れたNPOの「IONA高齢者サービス」は、地域のリーダー的組織として、数多くの関係団体（アルツハイマー協会やパーキンソン協会等）や政府機関等と連携して、コミュニティ在宅サービスを行っていました。

年間の収入は、約280万ドル（3億3千万円）で、その25%が行政からの助成金、50%が企業、財団、地域団体からの募金

残り25%が料金収入というもので、そのため、資金集めとして、ダイレクトメールや、富裕層を対象にした寄付キャンペーン、遺贈寄付の受け入れ等の多角的なファンドレイジングを行っていました。

「我々は、最初は、誰にも相手にされなかった。しかし、長い間、8年間のうちにようやく我々は認識された。」というスタッフの話が印象的でした。



「IONA高齢者サービス」入り口（ワシントンDC）



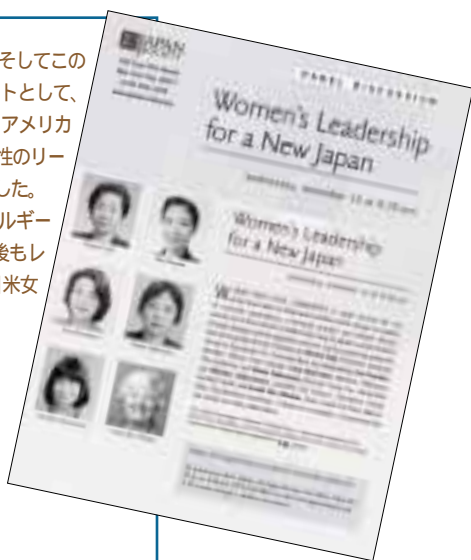
ワシントンDCの郊外「IONA高齢者サービス」施設付近の街並み



聖ヨゼフ養老院にて（フロリダ州タンパ）



ナーシングホーム「ローズ施設」にて（ジョージア州アトランタ）



帰国前夜の11月13日（水）には、今回の訪米の、そしてこの3ヶ年のプロジェクトを締めくくる最後のイベントとして、ニューヨークのジャパン・ソサエティにおいて、アメリカの一般市民を対象に「新しい日本を創るための女性のリーダーシップ」と題して、公開フォーラムを行いました。

会場の聴衆からの質問を交え、賑やかに、エネルギーあふれる討論、意見交換の場となりました。終了後もレセプション会場へと場所を移し、夜遅くまで、日米女性リーダーの交流が続きました。

司会 下村 満子（福島県男女共生センター館長）
リンダ・ター・ウエラン
（代替政策研究センター理事長）

パネリスト 藤井紀代子（フォーラム横浜館長）
金子 恵美（保原町議会議員）
中村 祥子（グループゆう代表理事・仙台市）
森本 由美（北九州市議会議員）

日米女性指導者交流プロジェクト

政策決定の場などへの女性の参画を図るために、日米各界のリーダー的立場にある女性が、両国社会が直面する諸問題とその対策についての理解を深めるための3年間の交流プログラム。1年目と2年目には、それぞれアメリカ側が日本を訪問しました。今年度は3年目の最終年度にあたり、日本側がアメリカを訪問しました。

ジャパン・ソサエティ（本部：ニューヨーク）

1907年に創設された、日米の個人・法人会員からなるアメリカの非営利団体。日米間の相互理解、友好関係を深めるため、政治、経済、社会、教育など広範囲にわたる事業を主催し、討論、人物交流などの活動も行っている。

実施報告

能力開発講座 実施報告

「自分らしく働くために」

経済状況の急激な変化の中、自分らしく生きていくためのより良い働き方と生き方について考えるため、「能力開発講座」が、3日コースで開催され、県内各地から集まった27名の受講生が講座に取り組みました。

第1日目と第2日目では、経済社会、雇用環境等の現状について学び、キャリア形成が必要な理由について理解しました。そして、「一般職業適性検査」や「自分を知るためのチェックリスト」などを体験することによって自己理解を深め、今後のキャリア形成の目標について話し合いました。第3日目では、年金、社会保険等の基礎知識とともに、さまざまな労働問題が発生した場合の対処方法について学びました。

平成15年1月12日(日)・19日(日)・26日(日)

参加者からは、「これから再就職するにあたり参考になった」、「わかりやすく有意義な内容だった」などの声が聞かれました。



多くの方が参加しました

当センターでは、女性も男性も自分らしくいきいきと生きていくのを支援するために相談事業を行っています。相談はすべて無料、秘密は厳守いたします。

一般相談電話・面接

家族、夫婦、友人のことや学校、職場、地域での悩みなど日常生活で直面する様々な問題について相談をお受けします。また、配偶者・恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の相談もお受けしています。

火曜日・日曜日(水曜日を除く)
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時
水曜日のみ
午後1時～午後5時、午後6時～午後8時

センターの休館日は相談室も休みです。

専門相談(面接・事前予約制)

法律相談
離婚、金銭トラブル、親権、相続、慰謝料などの

問題で困ったことがおきたときはご相談ください。法律に関わることについて弁護士が相談をお受けします。

相談日時：毎月第1・第4水曜日
午後1時30分～午後3時30分

健康相談

婦人科の諸症状、性のこと、鬱・ストレス・イライラなど、病院に行くには気が引けるけどちょっと気になる症状があるというときは、ぜひご相談ください。専門の医師が悩みや疑問にお答えします。

相談日時：
(1)13日の相談()
毎月第2水曜日 午後1時30分～午後3時30分
(からの相談)
毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分

面接・専門相談を希望される方は、事前に相談日を予約してください。

連絡先は、福島県男女共生センター相談室
☎0243 23 8320まで

ボランティア紹介

「図書情報紙ボランティア」

当センターでは、いろいろな分野でボランティアの皆さんが活躍しています。今回は「図書情報紙ボランティア」を紹介します。

図書室利用への「散歩道」

「本当に面白い本がありますので！」

図書情報紙ボランティアは、当センター図書室の資料の中から、自分たちの関心のあるテーマを特集し、当センター図書室利用PR紙「ライブラリー散歩道」(年4回)を発行する活動をしています。

図書情報紙ボランティア活動の様子などをお聞かせください。

「なんでも言い合えるようなメンバーなので、活動はいつも充実しています。センターの図書には、ジェンターや男女共同参画など聞き慣れない言葉が多く出てきますが、それがなじみのある言葉になるくらい、より多くの人にこの図書室を利用していただけるような情報紙をつくりたいと思います。」

(鈴木 南美さん)



編集作業をしている図書情報紙ボランティアのみなさん、左から田崎 由子さん、菅野喜美子さん、渡辺寿容さん、鈴木南美さん



現在10号まで発行されている「ライブラリー散歩道」

「私は読書が好きなので、このボランティア活動を希望しました。気の置けないメンバーで、みんながわいわいテーマを話し合いながら編集を進めていくことが楽しいです。センターにある図書を読むといつも新たな発見ができ、とても新鮮です。多くの人に読んで欲しいですね。」

(渡辺 寿容さん)

「読書は苦手だったけど、みんなで何かをつくりあげることができたのでこのボランティアを希望しました。この図書情報紙「散歩道」が、図書室を利用する窓口になればいいなと思います。本当にたくさん面白い本がありますので、ぜひ一度は足を運んでください。」

(田崎 由子さん)



”県内各地で 「男女共同参画社会関連条例」づくりが 進められています！”

福島県が昨年4月に施行した「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」をはじめとして、県内各地で男女共同参画社会の推進に向けた条例づくりが盛んに行われています。

今回は、昨年12月議会で可決された福島市、須賀川市、会津高田町の条例について、条例制定に携わった担当課に聞いてみました。

福島市

公布月日：平成14年12月27日 施行期日：平成14年12月27日
(条例の第三章は平成15年4月1日)

1 あなたのまちの条例にはどのような特色がありますか

- (1) 福島市の特性を考慮
農業をはじめとした自営業者に従事する男女に対する情報の提供、その他の支援をする。
- (2) 教育の場での取組み
市が行う保育、幼児教育、義務教育の場において、男女共同参画の理念を取り入れる。
- (3) 割当制(クォーター制)の採用
市の審議会等の委員について、男女いずれかの人数割合で10分の4を下回らない。
- (4) 市民が理解しやすいように用語定義の充実
・事業者では、営利法人、公益法人、農業、商工業などの個人事業主、NPO及び自治会等
・リプロダクティブヘルス及びリプロダクティブライツ(性と生殖に関する健康・権利)

2 条例制定後の今後の取り組みについてどのようなお考えでしょうか

- (1) 各種広報・啓発事業の充実を図る。

- (2) 保育所・幼稚園及び小・中学校での取組みを積極的に推進する。
- (3) 人材を育成する。
審議会等の委員や地域の指導者を育成することを主な目的とした人材登録事業を行う。
- (4) 農業をはじめ自営業に従事されている方々への働きかけを行う。
後継者の確保という意味からも、家族経営協定の締結を進める。また、情報の提供をする。
- (5) 市の審議会等の委員について、男女いずれかの人数割合を10分の4を下回らないよう努める。また、市の関係する団体等についても同様の協力を求める。

福島市

(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

須賀川市

公布月日：平成14年12月27日 施行期日：平成15年1月1日

1 あなたのまちの条例にはどのような特色がありますか

特徴的な条文としては、「第10条 意思決定等における積極的改善措置」です。

この条文は、市民参加をめざして、男女共同参画に関する部分だけでなく、市行政全体に及ぶものとなっております。すべての審議会等委員における男女の均等な登用と委員の公募制導入を規定しておりますので、実質的に女性の参画率を高めることになると思います。

2 条例制定後の今後の取り組みについてどのようなお考えでしょうか

- (1) 条例の制定によって、取り組む課題がより明確

確になったと思います。

条例を具体化していくためには、市、市民、事業者の三者が一体となって実践することが不可欠なので、早急に協議、討論の場を持つ必要があります。

また、4月から「すががわ男女共同参画プラン21」の改訂作業が始まりますが、それに伴い、「男女共同参画に関する意識アンケート」を行うことになっております。地域の実態を把握して、取り組みの目標をプランの中にきちんと位置づけたものにしていきたいと考えております。

- (2) 審議会委員の12名の一部は市民代表としての公募委員です。市と市民とのパイプ役としての役割を担っていただくことと、審議会としての独自の活動を期待したいと思っております。
- (3) 昨年、男女共同参画フォーラム「音楽と朗読でつづる女性たちのあゆみ百年」を開催して好評を博しましたが、誰もが参加してみたいと思えるような企画を今後の取り組みの中に生かして行きたいと考えております。

須賀川市

(<http://www.sukagawa.net6.or.jp/simn/sankaku/sankaku-j.html>)

会津高田町

公布月日：平成14年12月20日 施行期日：平成14年12月20日

1 あなたのまちの条例にはどのような特色がありますか

わが町は、平成14年度当初まで男女共同参画推進にかかる行動計画等もなく、男女共同参画に関して理解がほとんどありませんでした。

そこで、早急に男女共同参画社会を進める為、計画作りに要する時間を会津高田町にあった条例制定に当てることとし、6人の町民代表者による「あやめのまち男女共同参画推進社会条例策定検討委員会」を立ち上げました。

条例の大きな特色は、少子高齢化が進み元気がないわが町に、もっと女性の持てる能力を発揮できること、また男女共同参画社会を目指すことにより町おこしにつながるよう条例名に「まちづくり」を冠したこと、そして町、町民、事業者が条例の具現化にあたってそれぞれの場において実現すべき姿を具体的に条文に明記したことです。

2 条例制定後の今後の取り組みについてどのようなお考えでしょうか

わが町は男女共同参画に関する計画がなかったために、まだまだ男女共同参画に対する意識が低いと思われます。当面は町広報紙、公民館等開催される大会や集集時にパンフレットを配布し、更には条例制定記念講演会などを開催して広報活動を進めていきます。

この広報活動と並行させながら、「会津高田町男女共同参画推進条例まちづくり行動計画」を作るために、先日「会津高田町男女共同参画推進審議会」を設置し委員を委嘱し、現在計画づくりを進めています。

今後はこの取り組みが町行政側からの発信だけでなく、町民自らがこの条例を推進し、実践する団体ができるようその団体結成を支援して参りたいと考えています。

会津高田町

(<http://www.town.aizutakada.fukushima.jp/akuakaosirase/kenkouhukusi/jourai.doc>)

自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現に向け、地域の特色をふまえた条例づくりが県内の他の地域でも進められています。条例の制定をきっかけに、皆さんも「わが町の男女共同参画社会」づくりについて一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

当センター図書室は、男女共同参画関連図書・ビデオを貸出しています！

各種団体に、学習会・視聴会にお使いいただけるビデオを貸し出しています。

男女共同参画、ジェンター、ドメスティック・バイオレンスなどについての学習ができるビデオを多く取り揃えています。ご利用を希望される方は当センター図書室までご連絡ください。

おすすめビデオ紹介

タイトル		(分)
ジェンダーフリーな社会をめざして	第1巻 ジェンダーってなあに? ~自分らしさの発見~	46
ジェンダーフリーな社会をめざして	第2巻 女たちの挑戦 ~女性たちの多様な生き方~	40
ジェンダーフリーな社会をめざして	第3巻 今日の「女と男」事情 ~恋愛・結婚・子育て~	42
性別役割分業をこえて	第1巻 歴史と文化の中の女と男	44
性別役割分業をこえて	第2巻 女も男もフリースタイルの時代	51
男女平等学習ビデオ	1 女子差別撤廃条約 共に学び 共に働き 共に生きる	32
男女平等学習ビデオ	2 見えていますか? 家庭の中の男女平等	29
男女平等学習ビデオ	3 現代家庭考	34
男女平等学習ビデオ	4 ジェンダーフリー 学校からはじまる男女平等への道	37
男女平等学習ビデオ	5 「隠れたカリキュラム」を考える	31
男女平等学習ビデオ	6 いま、男たちが変わり始める	28
男女平等学習ビデオ	7 スタートライン	33
21世紀はみんなが主役	男女共同参画社会基本法のあらし	23
根絶! 夫からの暴力		27

図書室の利用時間について

午前9時~午後8時
センター休館日の前日
午前9時~午後5時

休館日について

毎週月曜日、
12月29日~1月3日

月曜日が祝日の場合は開館します。その場合、翌日の火曜日が休館日となります。

貸出冊数・貸出期間について

・図書：貸出冊数 5冊
貸出期間 15日以内
・ビデオ：貸出点数 3本
貸出期間 8日以内

問い合わせ先

資料の貸出しやレファレンスに関することは左記の問い合わせ先にご連絡ください。

福島県男女共生センター図書室
☎0243(23)8308
FAX 0243(23)8314



詳しくは、当センター図書室までお問い合わせください。

編・集・後・記

福島県男女共生センターも開館から周年を迎えました。男女共同参画も徐々に広がりを見せ、県内の市町村においても「男女共同参画」を推進する条例が制定されてきました。女性も男性もみんなが自分の個性や能力を發揮できる、そのような社会の実現にはまだ時間がかかるのかもしれないが、着実に進んでいると思います。皆さんが「男女共同参画」について考えていただく時に、少しでも多くの方が当センターを活用していただければうれしく思います。(TA)

男女平等 おなじみの言葉ですが、どういった状態を男女平等というのかは、一人ひとり思いが異なるのではないかと思います。男女は別の生き物なのだから、区別してある程度の差をつけることで男女平等が達成できるかと、いや男女を区別するその「差」を設けること自体がすでに男女平等ではないか……。

今日「男だから、女だから」という種々あることができないくらい、個人の生き方は多様化しています。男性であること、女性であることとは、社会や個人にとってどのような意味を持つのでしょうか？

この仕事に就いてから約3年、こんなことを考えるようになってしまったのははたして……、ん、どうなんでしょうか。(OT)



所在地 / 二本松市郭内一丁目196-1
JR東北本線 二本松駅より徒歩12分
東北自動車道 二本松I.Cより車で5分

風情豊かな城下町から世界へ情報発信

東の阿武隈高地、西の奥羽山脈により中通り、会津、浜通り地方に三分されている福島県は、火山や湖沼・高原・海岸など豊かな自然に恵まれています。ここには、「智恵子抄」にうたわれた「あの光る阿武隈川」や「ほんとの空」があり、人・モノ・文化・情報の活発な交流が行われています。

「女と男の未来館」のある二本松市は、中通りに位置し、提灯祭りや菊人形が催される風情豊かな城下町です。



本誌についてのご意見・ご感想をお待ちしています。

表紙の作品
輪を作る 89 pcs (近藤 康広)



未来館NEWS NO.9 2003年3月
編集・発行 財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
福島県男女共生センター ~女と男の未来館~
〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1
☎0243(23)8301(代) ☎0243(23)8312
ホームページアドレス: <http://www.f-miraikan.or.jp>
メールアドレス: mirai@f-miraikan.or.jp